

令和5年第1回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和5年2月20日 開会

令和5年2月20日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第1号（2月13日）

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○報道機関等の撮影許可	3
○広域連合長あいさつ	3
○議員の議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定について	4
○広域連合議会運営委員会委員の選任について	5
○発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議決事件の条項、字句等の整理	16
○広域連合長退任のあいさつ	16
○閉会	16
○会議録署名	17

令和5年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和5年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月13日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 山下 政樹

記

- 1 期 日 令和5年2月20日（月）午後2時00分
- 2 場 所 山梨県自治会館1階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員（25名）

1番	深沢	健吾	2番	渡辺	利彦	3番	鈴木	孝昌
4番	土屋	裕紀	5番	藤本	実	6番	木内	吉英
7番	小池	伸吾	8番	清水	敏行	9番	金丸	寛
10番	山田	宏司	12番	相沢	俊行	14番	高尾	貫
15番	米山	久志	16番	山下	利彦	17番	遠藤	高芳
18番	小林	和良	19番	田中	博愛	20番	白井	勝光
21番	梅原	浩一	22番	渡邊	喜久一	23番	羽田	彌壽彦
24番	三浦	雄一郎	25番	倉沢	鶴義	26番	木下	善満
27番	嶋崎	義人						

不応招議員（0名）

令和5年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年2月20日（月）午後2時00分開会

- | | | |
|--------|--------------------------------|--|
| 日程第1号 | 議員の議席の指定 | |
| 日程第2号 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第3号 | 会期の決定 | |
| 日程第4号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について | |
| 日程第5号 | 発委第1号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について |
| 日程第6号 | 議案第1号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第7号 | 議案第2号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8号 | 議案第3号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9号 | 議案第4号 | 令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10号 | 議案第5号 | 令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第11号 | 議案第6号 | 令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第11まで議事日程に同じ

出席議員（25名）

1番 深沢 健吾	2番 渡辺 利彦	3番 鈴木 孝昌
4番 土屋 裕紀	5番 藤本 実	6番 木内 吉英
7番 小池 伸吾	8番 清水 敏行	9番 金丸 寛
10番 山田 宏司	12番 相沢 俊行	14番 高尾 貫
15番 米山 久志	16番 山下 利彦	17番 遠藤 高芳
18番 小林 和良	19番 田中 博愛	20番 白井 勝光
21番 梅原 浩一	22番 渡邊 喜久一	23番 羽田 彌壽彦
24番 三浦 雄一郎	25番 倉沢 鶴義	26番 木下 善満
27番 嶋崎 義人		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	山下 政樹	副広域連合長	船木 直美
事務局長	尾形 武徳	事務局次長	越山 茂樹
業務課長	金子 智奈美	会計管理者	山本 恵美
庶務担当リーダー	有泉 いづみ	資格管理担当リーダー	小俣 覚
給付担当リーダー	神谷 智則		

事務局職員出席者

書記長 雨宮 幸司 書記 望月 あかね 書記 渡辺 晃志

【開 会】

開会 午後2時00分

●議長（藤本実）

ただいまから、令和5年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。議員定数27人のうち、本日の出席議員は、25人でございます。よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長（藤本実）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。日程に入ります前に、ご報告申し上げます。11番の上野原市と13番の中央市の選出議員につきましては、任期満了後、後任の議員が選出されていませんので、空席となっております。

次に、地方自治法第235条の2第3項及び199条第9項の規定に基づく、監査委員からの例月出納検査の報告はお手元に配布のとおりです。議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

【報道機関等の撮影許可】

●議長（藤本実）

報道機関等から、写真撮影等の申し出があります。これを許可することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

異議なしと、認めます。よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【広域連合長あいさつ】

●議長（藤本実）

ここで、山下広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

山下広域連合長。

○広域連合長(山下政樹)

皆様、こんにちは。広域連合長の山下でございます。令和5年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたり、ひとことご挨拶を申し上げます。

本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、心より感謝を申し上げます。

さて、昨年は、保険料率の8年ぶりの改定のほか、後期高齢者の窓口2割負担の導入など広域連合にとっては激変の年となりました。今年は、高齢者の健康増進を図るため、「第3期データヘルス計画の策定」及び、全国における「標準システムの更改」などの大きな事業がおこなわれます。また国が進めている「マイナンバーカードによる保険証利用の原則一本化」、及び、令和6年度完全実施を目指している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」事業を推進するほか、著しい制度等の変化に対応するため、国の動向を見据えながら、各市町村と緊密に連携を図り、なお一層の努力を怠りません所存でございます。

今定例会では、委員会より発議されました「広域連合議会の個人情報の保護に関する条例」の制定についてご審議いただいたあと、「広域連合の個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定や「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正」、「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」の他、「令和4年度特別会計補正予算案」、「令和5年度一般会計及び特別会計予算案」の6議案を提案させていただきます。

何とぞ十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【議員の議席の指名】

●議長（藤本実）

日程第1「議員の議席の指定」を行います。前回の定例会以降に選出されました、4名の議員について会議規則第4条第2項の規定により、7番 南アルプス市選出 小池伸吾議員、8番 北杜市選出 清水敏行議員、10番 笛吹市選出 山田宏司議員、21番 西桂町選出 梅原浩一議員の議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長（藤本実）

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、3番 鈴木孝昌議員、18番 小林和良議員を指名します。

【会期の決定について】

●議長（藤本実）

次に、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合 議会運営委員会委員の選任について】

●議長（藤本実）

次に、日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合 議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。9番 金丸寛議員、20番 白井勝光議員を指名いたします。

お諮りいたします。ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（藤本実）

ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました、金丸寛議員、白井勝光議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

【日程第5 発委第1号】

●議長（藤本実）

次に、日程第5、発委第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長 渡辺利彦議員。

○議会運営委員会委員長（渡辺利彦）

発委第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項の規定により提出する。令和5年2月20日提出。提出者、山梨県後期高齢者医療広域連合 議会運営委員会 委員長 渡辺利彦。

提案理由といたしましては、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものであります。以上であります。よろしくお願ひいたします。

●議長（藤本実）

これより、発委第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。発委第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって「発委第1号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第6 議案第1号】

●議長（藤本実）

次に、日程第6、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

まず、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合 個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」であります。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、国、地方、民間等における個人情報の取扱いが法律に基づく運用に一元化されたため、これまでの独自運用をしていた条例を廃止し、法律施行条例を新たに制定するものであります。内容につきましては、越山事務局次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

越山事務局次長。

○事務局次長（越山茂樹）

それでは、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」、内容のご説明をいたします。

議案書27ページをお願いします。提案理由ですが、これは個人情報保護に関する法律の改正により、国、地方公共団体またそれに類する団体、民間における個人情報取扱いが法律に基づく運用に一元化されたため、これまでの条例を廃止し、新たに法施行条例を制定するものであります。28ページをお開きください。第1条は趣旨に関する規定であります。第2条は定義に関する規定であります。第3条は開示請求に関する規定であります。第4条は開示請求に係る手数料等に関する規定であります。第5条は訂正請求の手続きに関する規定であります。29ページをお願いします。第6条は利用停止請求の手続きに関する規定であります。第7条は個人情報保護審査会への諮問に関する規定であります。第8条は個人情報保護審査会の設置に関する規定であります。30ページをお願いします。第9条は審査会の調査権限に関する規定であります。第10条は委員による調査手続きに関する規定であります。第11条は提出資料の写しの送付等に関する規定であります。31ページをお願いします。第12条は調査審議手続きは非公開とすること。第13条施行状況の公表に関する規定であります。第14条は委任について、第15条は罰則規定であります。

状況であります。附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであり、また山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例は廃止となります。なお、第3条以下32、33ページにおいては、山梨県後期高齢者医療広域連合保護条例（旧条例）における経過措置について規定しています。第5条では、山梨県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部、条例第1条第1項第7号で個人情報審査会となっているところを個人情報保護審査会と改め、別表第1中個人情報審査会を個人情報保護審査会に改めております。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。ただいまから、発議第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって「議案第1号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第7 議案第2号】

●議長（藤本実）

次に、日程第7、議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合 会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、会計年度任用職員の給与表を改定するものであります。内容につきましては、越山事務局次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

越山事務局次長。

○事務局次長（越山茂樹）

それでは、議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

議案の36ページをご覧ください。改正する要旨につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正の取扱いに準じて、会計年度職員の給料表を改正するものであります。内容につきましては、山梨県後期高齢者医療会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条関係別表第1の行政職俸給表及び別表第2専門職給料表を表のように改めます。

附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第2号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって「議案第2号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第8 議案第3号】

●議長（藤本実）

次に、日程第8、議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正により、低所得者に対する保険料の軽減措置の判定基準が見直される改正が令和5年4月1日に施行されるため、所要の改正を行うものであります。内容につきましては、金子業務課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

金子業務課長。

○業務課長（金子智奈美）

議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

議案書の39ページをご覧ください。この条例改正の提案理由ですが、令和5年1月18日に公布された「高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」により、後期高齢者の保険料に関し、低所得者に対する軽減措置の拡充のため、判定基準を見直す改正が令和5年4月1日から施行されるため、所要の改正を行うものであります。40ページをご覧ください。改正の内容ですが、保険料の均等割が5割軽減となる対象者の所得判定の基準について、被保険者数の乗ずる金額を第13条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改めるとともに、2割軽減となる対象者の所得判定の基準について、被保険者数の乗ずる金額を第13条第1項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改めるものです。この条例は、令和5年4月1日からの施行となります。

なお、この条例による改正後の規定は、令和5年度以降の年度分の保険料について適用され、令和4年度分までの保険料については、改正前の内容での適用となりますので、経過措置においてそれを定めるものです。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決すること、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって「議案第3号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第9 議案第4号】

●議長（藤本実）

次に、日程第9、議案第4号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

議案第4号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出それぞれ、補正予算額は、19億775万2千円の追加であります。内容につきましては、金子業務課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

金子業務課長。

○業務課長（金子智奈美）

議案第4号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

議案書の41ページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19億775万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,111億9,458万8千円とするものです。この補正予算は、国等の内示通知、提出実績と給付実績の伸びを今年度当てはめて見込んだものとなっております。内容につきましては、別冊・資料1、補正予算説明書で行わせていただきます。節で増減するところを主に説明します。

6・7ページをお開きください。2「歳入」1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」2目「療養給付費負担金」1節「現年度分」3億4,356万円の増額は、療養給付費負担金見込額の増額に伴うものです。3目・1節「保険基盤安定負担金」3,670万7千円の減額は、負担金額の確定に伴うものとなります。2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」10億3,068万1千円の増額は、見込額の増額に伴う補正となります。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」5,359万2千円の増額は、見込額の増額に伴う補正となります。2項「国庫補助金」1目・1節「調整交付金」10億1,710万3千円の減額は、事業の精査に伴う減額補正となります。3款「県支出金」1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」3億4,356万円の増額は、療養給付費負担金見込額の増額に伴う補正となります。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」5,359万2千円の増

額は、負担見込額の増額に伴う補正となります。4款・1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」11億2,092万円の増額は、見込額の増額に伴う補正となります。5款・1項・1目・1節「特別高額医療費共同事業交付金」1,565万7千円の増額は、共同事業交付金見込額の増額に伴う補正となります。

8・9ページをご覧ください。3「歳出」2款「保険給付費」1項「療養諸費」1目「療養給付費」13億円の増額は、実績と過去の伸びを確認し今年度に当てはめて見込んだ補正予算となっております。2項「高額療養諸費」1目「高額療養費」6億100万円の増額は、実績の伸びとともに窓口負担割合2割開始に伴う配慮措置による増額を見込んだ補正予算となっております。

10・11ページにまたがりませんが、3款・1項・1目「特別高額医療費共同事業拠出金」675万2千円の増額は、拠出金納付額の決定に伴う補正となります。以上が議案第4号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の説明となります。よろしくお願ひいたします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。ただいまから、議案第4号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号「令和4年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって「議案第4号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第10 議案第5号】

●議長（藤本実）

次に、日程第10、議案第5号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

尾形事務局長。

○事務局長（尾形武徳）

議案第5号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算」であります。予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億4,508万7千円と定めるものであります。内容につきましては、越山事務局次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

越山事務局長。

○事務局次長（越山茂樹）

それでは、令和5年度一般会計予算の詳細について説明いたします。別冊資料2、予算説明書に基づきまして説明いたします。

初めに、歳入であります。6ページをお開きください。1款「分担金及び負担金」

5億2,707万4千円は事務費共通経費としまして、構成27市町村から5億2,355万円及び標準システムの追加設備分として12市町村から352万4千円であります。2款「財産収入」1千円は、財政調整基金の運用預金利子であります。3款「繰入金」1億1,797万6千円は、標準システム更改の為、財政調整基金を取り崩し繰入れるものに加え、特別会計からの繰入金36万2千円であります。4款「繰越金」1千円は、収入額が未定のため科目設定として計上しております。5款「諸収入」であります。預金利子及び雑入など3万5千円となっております。

引き続き、歳出についてご説明いたします。8ページをお開きください。1款「議会費」123万6千円は、議員27名の報酬、費用弁償等であります。定例会2回、臨時会1回の議会開催費用です。2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、1億7,576万5千円を計上しております。説明欄をご覧ください。1目「一般管理費」は、「01 一般管理事務」から11ページの「05 情報管理事務」の5つの事業に分けて記載しておりますのでこちらで説明させていただきます。「01 一般管理事務」事業は、広域連合の職員の給与負担金や事務的経費です。1億4,770万1千円の計上です。そのうち、3節「職員手当等」560万9千円は、派遣職員20名の通勤手当や時間外勤務手当などあります。10節「需用費」69万円は一般消耗品などです。13節「使用料及び賃借料」205万8千円は、複合機レンタル料などです。18節「負担金、補助及び交付金」1億3,895万円は、派遣職員20名分の給与等負担金などです。「02 文書管理事務」事業は、情報公開・個人情報保護審査会及び文書管理に要する経費です。161万3千円の計上です。

11ページをご覧ください。そのうち、11節「役務費」16万9千円は、郵送料などです。12節「委託料」137万円は、条例等整備委託料です。「03 財務管理事務」事業は、財務会計及び公会計システム運用に要する経費です。188万9千円の計上です。そのうち、12節「委託料」22万円は公会計システム保守委託料です。18節「負担金、補助及び交付金」144万2千円は、市町村共同利用財務会計システム負担金です。「04 財産管理事務」事業は、広域連合の施設や公用車の財産管理に要する経費です。832万8千円の計上です。そのうち、10節「需用費」168万円は、公用車2台の燃料代、事務所の電気料であります。11節「役務費」50万6千円は、電話料などです。13節「使用料及び賃借料」604万3千円は、自治会館共益費及び事務室使用料などあります。「05 情報管理事務」事業は、広域連合の内部情報系システムに要する経費です。1千623万4千円の計上です。そのうち、12節「委託料」1,130万1千円はグループウェア・内部ネットワーク保守委託及び標準システム更改に伴う内部情報システム新規構築、ホームページシステムバージョンアップ、情報セキュリティ外部監査などあります。13節「使用料及び賃借料」493万3千円は、現行の内部情報系パソコン及びサーバーの再リース料及び新規内部情報システム移行によるサーバーリース料、増設パソコンリース料、LGWAN系の使用料などあります。続きまして、2款1項2目「公平委員会費」2万8千円は、委員3名の報酬及び費用弁償であります。

12ページをお開きください。2款2項1目「選挙管理委員会費」3万9千円は、委員4名の報酬及び費用弁償であります。2款3項1目「監査委員費」33万6千円は、委員2名による例月監査などに係る、報酬及び費用弁償であります。3款「民生費」1項「社会福祉費」1目「老人福祉費」4億6,313万1千円は、特別会計への繰出し金であります。なお、民生費の前年度との比較は1億1,136万9千円の増となります。これは主に標準システム更改のための費用を、財政調整基金を取り崩し特別会計に繰出すことが要因です。内訳は共通経費分の事務費3億5,036万8千円、追加設備分352万4千円、標準システム機器更改費用1億923万9千円となります。

4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」355万2千円は、前年度起こした訴訟の裁判費用分355万円と、基金の運用預金利子1千円、前年度剰余金は未確定のため1千円の積立を見込んでおります。5款「予備費」につきましては、100万円を計上しております。以上、歳入歳出予算額はそれぞれ6億4,508万7千円を計上しております。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。これより議案第5号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

14番高尾議員。

●14番議員（高尾貫）

市川三郷町の高尾でございます。11ページの情報管理事務の関係で委託料がありますが、契約方法について、一般競争入札なのか、あるいは随意契約なのかお聞かせください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

事務局。

○資格管理担当リーダー（小俣覚）

資格管理担当の小俣と申します。現在契約しております内部情報系のパソコンにつきましては、一般競争入札を行っており、来年度契約更新をする事業につきましても一般競争入札を予定しております。

●議長（藤本実）

高尾議員、よろしいでしょうか。

●14番議員（高尾貫）

はい。ありがとうございました。

●議長（藤本実）

他にございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

議案第5号「令和5年度 山梨県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって「議案第5号」は、原案のとおり可決されました。

【日程第11 議案第6号】

●議長（藤本実）

次に、日程第11 議案第6号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

尾形事務局長。

○事務局長(尾形武徳)

議案第6号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算」であります。予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,129億5,136万円と定めるものであります。内容につきましては、金子業務課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(藤本実)

金子業務課長。

○業務課長(金子智奈美)

引き続き、特別会計を説明させていただきます。議案書の51ページをお開きください。歳入・歳出の総額は、それぞれ1,129億5,136万円となります。昨年度と比べ、5.28%、56億7,196万9千円の増加となります。増額の主な内容は、被保険者数の増加と医療の高度化や高額化に伴う保険給付費等の増加を見込んだものです。資料2 予算説明書の予算事項別明細書24・25ページから説明させていただきます。特別会計は、主に医療の給付に関する収支となります。詳細につきましては、主に事項別明細書で説明しますが、被保険者13万人、かつ予算規模では1千億円以上という状況であるため、すべての項目について詳しく説明する時間がないので、歳入については、節において予算額が1億円を超える所を主に説明させていただきます。

1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」は、医療の給付に係る市町村の負担金です。1目・1節「保険料等負担金」86億7,135万6千円は、各市町村で収納した保険料相当額です。2目「療養給付費負担金」1節「現年度分」87億9,156万2千円は、療養給付費の12分の1にあたる市町村が負担すべき定率負担分です。3目・1節「保険基盤安定負担金」22億4,607万6千円は、保険料の均等割軽減の財源で、県が4分の3を負担し、市町村が4分の1を負担し、併せて市町村から納付されるものです。2款「国庫支出金」は、医療の給付に係る国の負担金と補助金です。1項「国庫負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」263億7,468万8千円は、国が負担すべき定率負担分で、療養給付費の12分の3に相当する額になります。2目「高額医療費負担金」・1節「現年度分」5億7,504万7千円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の4分の1を国が負担するものです。2項「国庫補助金」1目・1節「調整交付金」105億8,720万1千円は、各広域連合間の財政力不均衡を調整するもので、医療給付費の概ね12分の1を交付されます。普通が103億4,896万9千円、特別が2億3,823万2千円となっています。2目「後期高齢者医療制度事業費補助金」1節「健康診査事業補助金」は、健康診査補助基準額の3分の1以内で補助されるものです。3節「特別高額医療費共同事業補助金」は、レセプト1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費について、その200万円を超える部分を対象に、全国の広域連合で負担し合う事業の拠出金に対するものです。4目「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」は、東日本大震災等で避難してきた後期高齢者に対し、一部負担金と保険料の減免額に対して、国から補助金が交付されるものです。5目「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」は、電算処理システムの機器更改に係る経費に対する国からの補助金です。3款「県支出金」は、医療の給付に係る県の負担金と補助金等であります。1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」87億9,156万2千円は、療養給付費の12分の1にあたり、県が負担すべき定率負担分です。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」5億7,504万7千円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保

除料と調整交付金に係る部分の4分の1を国と同様に県が負担するものです。

26・27ページをお開きください。2項・1目・1節「財政安定化基金交付金」は、保険料が予定した収納率を下回ったこと、予想以上に給付費が膨らんだことで生じる財源不足を補うために県に設置されております。3項「県補助金」1目「後期高齢者医療保健事業補助金」1節「健康診査事業補助金」は、健康診査費用のうち国が定めた補助基準額の3分の1を国と同様に県から補助されるものです。4款「支払基金交付金」1項は、現役世代からの支援金で、給付費の10分の4相当額にあたります。1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」453億3,835万3千円は、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を各都道府県の医療費に基づき、支払基金が広域連合に交付するものです。5款「特別高額医療費共同事業交付金」は、1件400万円を超える高額なレセプトのうち200万円を超える部分について全国の広域連合で負担し合うもので、各都道府県の高額な医療費に応じ交付されるものです。前々年度・その直前2か年度の実績に伸びを勘案した拠出金額を保険料と調整交付金で賄うべき部分から公費の高額医療費を除いた部分が交付されます。6款「財産収入」は、後期高齢者医療給付基金と保健事業等支援基金の運用利子です。7款「繰入金」は、一般会計と基金の繰入金です。1項・1目「一般会計繰入金」1節「事務費繰入金」4億6,313万1千円は、市町村からの事務経費の負担金になります。一旦一般会計で受け入れたものを、特別会計へ繰り出します。2項「基金繰入金」1目・1節「後期高齢者医療給付基金繰入金」1億9,078万2千円は、後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、財政の適正かつ健全な運営に資するため、基金から保険料で充てるべき後期高齢者医療給付に要する費用等の財源確保をするものです。2目・1節「保健事業等支援基金繰入金」は、被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業に要する費用の財源を確保するものです。8款「繰越金」1項・1目・1節は、令和4年度繰越金です。

28・29ページにまたがりませんが、9款「県財政安定化基金借入金」1項・1目・1節は貸付事業で、保険料が予定していた収納率を下回ったこと、予想以上に給付費が増加したことで生じる財源不足を補うために、県に設置されております。10款「諸収入」3項「雑入」1目「第三者納付金」1節「現年度分」1億5,000万円は、交通事故等の第三者行為に係る医療費についての加害者からの納付金です。2目「返納金」は、所得の更正等で負担区分が変更になった方から高額医療費などの医療給付費を返還していただくものです。

次に30・31ページをお開きください。歳出についても、すべての項目について説明する時間がありませんので、節において予算額が1億円を超える所を主に説明いたします。1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」は、運営に係る事務的経費であり、12節「委託料」は、2億8,417万3千円となります。主なものとしましては、32・33ページの右側説明欄「10 国保連合会委託事務」と、令和5年度は、その上の「08 標準システム等電算事務」でシステム機器更改に伴う費用となっております。また、30・31ページに戻りまして、13節「使用料及び賃借料」1億1,690万8千円も同様に32・33ページの「08 標準システム等電算事務」のシステムの機器リース料やクラウド使用料等が主なものとなっております。

34・35ページにわたりますが、2款「保険給付費」は、被保険者に対する医療費等で、給付費用になります。審査支払手数料以外は18節「負担金、補助及び交付金」です。1項「療養諸費」は、審査支払手数料以外、負担金となります。1目「療養給付費」1,040億円は、入院、外来、歯科等の給付費です。36・37ページにわたりますが、2目「訪問看護療養費」は、6億6,000万円となります。3目「特別療養費」は、資格証の方からの請求により給付するものです。4目「移送費」は治療を受けるために、病院又は診療所に移送されたときの費用です。5目「審査支払手数料」3億

1,570万円は、国保連合会に委託している審査支払に係る役務費です。1件82円です。38・39ページにまたがりませんが、6目「療養費」9億8,000万円は、補装具、柔道整復等の給付費用です。2項「高額療養諸費」は補助金となります。1目「高額療養費」55億2,500万円は、窓口で支払う自己負担分が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えたものについて給付するものです。40・41ページにまたがりませんが、2目「高額介護合算療養費」1億1,000万円は、医療保険と介護保険の自己負担分の合算が限度額を超えた額について給付するものです。3項「その他医療給付費」は補助金で、1目「葬祭費」4億5,000万円は、死亡した被保険者の葬祭を行う者に、1件5万円を給付するものです。2目「傷病手当金」は、新型コロナウイルス感染症により仕事ができなかった被用者に対して、給付するものとなります。3款「特別高額医療費共同事業拠出金」は、1件当たり400万円を超える著しく高額なレセプトが対象で、200万円を超える部分について、全国の広域連合で負担しあうための拠出金となります。国の基準額による補助金が措置されています。事業と事務費の拠出金となっております。4款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費」は、高齢者の医療の確保に関する法律に「後期高齢者医療広域連合においては、健康教育、健康相談、健康診査等、健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」と規定されており、国・県の補助金が措置されています。1目「健康診査費」1億2,511万円は、市町村が実施した健康診査事業の補助金となります。

42・43ページをお開きください。2目「その他健康保持増進費」2億3,427万7千円は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に伴う費用令和5年度実施予定の17市町村分が主なものとなります。5款「基金積立金」1項「基金積立金」1目「後期高齢者医療給付基金積立金」24節「積立金」は、これから保険料で充てるべき後期高齢者医療給付に要する費用等の財源確保のための積立です。2目「保健事業等支援基金積立金」は、これから保健事業に要する費用等の財源確保のための積立です。6款「公債費」1項「公債費」1目「利子」22節「償還金、利子及び割引料」は、借入金に対する元金、利子等の返済金です。7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」は、国・県への償還等の支出金と保険料を還付するときの加算金であり、22節「償還金、利子及び割引料」となります。1目「保険料還付金」は、過年度の保険料の市町村への還付金です。

44・45ページにまたがりませんが、2目「償還金」は、療養給付費等の精算に伴う返還金で国庫支出金分、県支出金分等が主なものです。3目「還付加算金」は、市町村が保険料を還付する際に発生した加算金を市町村に支出するものです。2項「繰出金」1目「一般会計繰出金」は、特別会計で収入した国庫補助金等を一般会計へ繰り出すものです。8款「予備費」1項・1目は、不測の事態に対応するための予備的経費です。以上が令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の詳細です。よろしくお願いたします。

●議長（藤本実）

事務局の説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（藤本実）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（藤本実）

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高

「高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって「議案第10号」は、原案のとおり可決されました。

【条項、字句等の整理】

●議長（藤本実）

これをもちまして、本定例会に付されました議案の審査は、すべて終了いたしました。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任したいと思っております。

お諮りいたします。これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声あり』

●議長（藤本実）

異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【広域連合長退任のあいさつ】

●議長（藤本実）

ここで、山下広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（藤本実）

山下広域連合長。

○広域連合長（山下政樹）

議員の皆様におかれましては、慎重な審議をいただきありがとうございました。議長より発言の許可をいただきましたので、一言挨拶申し上げます。私事で大変恐縮ではございますが、広域連合長という大役を仰せつかり2年が経過いたしました。ここを一つの区切りと考え、本年3月31日をもちまして、広域連合長の職を辞することといたしました。就任以来、皆様には、ご厚情とご支援を賜り、お陰様をもちまして職責を遂行し得ましたことを心より御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

【閉会】

●議長（藤本実）

ここで、閉会にあたり一言申し上げます。山下広域連合長におかれましては、3月末日で退職されるとのことで、大変お疲れ様でした。在職中には、本県における後期高齢者医療制度の健全な運営を行うため、保険料率を必要最小限の範囲で改定するとともに、第三者行為に対する求償を行うため、初めて訴えを提起されました。いずれも大変重要な案件であり、問題を将来に先送りしない素晴らしい決断だったと思っております。

さて、山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会は、議員各位、並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、令和5年第1回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後3時07分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議会議長 藤 本 実

署名議員 鈴 木 孝 昌

署名議員 小 林 和 良